

掛川市告示第78号

掛川市公共下水道の供用及び処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により告示し、当該関係図書を一般の縦覧に供する。

平成27年5月26日

掛川市長 松井三郎

- 1 供用及び処理を開始する年月日
平成27年6月1日
- 2 供用及び処理を開始する区域
大坂の一部
- 3 既に供用を開始している区域
千浜の一部、国安の一部、菊浜の一部、浜川新田の一部、浜野の一部、浜野新田の一部、大坂の一部、三俣の一部及び坂里の一部
- 4 供用開始面積
約7.0ha（大東処理区供用開始区域 約429.9ha）
- 5 供用を開始する排水施設の位置
別紙図面による
- 6 下水を処理する施設の位置及び名称
掛川市国安2766番地の24
大東浄化センター
- 7 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式
- 8 関係図書の縦覧
 - (1) 期間
平成27年5月26日（火）から平成27年5月29日（金）まで
 - (2) 時間
午前8時30分から午後5時15分まで
 - (3) 場所
掛川市役所環境経済部下水整備課

（別紙図面略）